

公益財団法人静岡市まちづくり公社
非常勤評議員、理事、非常勤監事の費用弁償に関する規程

平成23年10月27日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「この法人」という。）定款第17条第2項及び第33条第3項に規定する非常勤評議員、理事及び非常勤監事の費用弁償について定めることを目的とする。

(非常勤評議員の費用弁償)

第2条 非常勤評議員がこの法人の会議に出席するために要した交通費については、その実費を支給する。

(理事及び非常勤監事の費用弁償)

第3条 理事及び非常勤監事がこの法人の会議に出席するために要した交通費については、その実費を支給する。

2 理事及び非常勤監事がこの法人の用務により旅行したときは、交通費実費及び宿泊実費（以下「出張費」という。）を支給する。

3 前項に定めるものの他、理事及び非常勤監事がその職務を行うため費用をようしたときは、その実費を支給する。

(支給方法)

第4条 交通実費、出張費及びその職務を行うために要した費用は、その都度、現金又は振込で支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社の設立登記の日から施行する。